

政務活動費収支報告書



令和 7 年 4 月 10 日

瑞穂町議会議長

山 崎 栄 様

議員名 山 崎 栄



令和 6 年度政務活動費について、次のとおり収支報告します。

1 収 入 （政務活動費交付額 金 120,000 円）

2 支 出 （政務活動費支出額 金 127,379 円）

3 添 付 書 類 支出に係る領収書等の証拠書類

令和6年度 政務活動費 収支報告書

議員名： 山 崎 栄

1 収 入

項 目	金 額	説 明
政務活動費 (①)	120,000 円	当初交付金

2 支 出

項 目	金 額 ※1	説 明
調 査 研 究 費	38,370 円	支出内訳参照
研 修 費	円	
広 報 ・ 広 聴 費	円	
資 料 作 成 費	5,000 円	
資 料 購 入 費	84,009 円	
合 計	127,379 円	

差引金額 (①-②)	△ 7,379 円 ※2
------------	--------------

※1 使途項目ごとに集計の上記載してください。

※2 差引金額に残余が生じた場合は、この金額を返還してください。
(差引金額が△(マイナス)の場合は返還の必要はありません。)

支出内訳

項 目	適用及び内容 (視察の場合は日程及び場所を記入すること)	支払金額	備考
調査研究費	令和6年10月7日～10月9日	38,370 円	
資料購入費	地方議会人	9,648 円	
資料購入費	読売新聞	49,500 円	
資料購入費	西多摩新聞	11,880 円	
資料購入費	西の風新聞	11,880 円	
資料購入費	都市計画のあらまし	1,101 円	
資料作成費	インク代	5,000 円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		127,379 円	

視 察 報 告 書

【自民誠和会視察調査】

議員名： 山崎 栄

1. 期 間 : 令和6年10月7日(月)～10月9日(水)
2. 参 加 者 : 古宮郁夫、山崎栄、森亘、榎本義輝、下澤章夫、香取幸子、
大和雅彦、高橋洋子、(以上、自民誠和会所属)

3. 視察先及び視察項目

都道府県名	市町村名・施設名	視察項目
[1] 新潟県	上越市・南三世代交流プラザ	「地域自治推進プロジェクト」について 「南三世代交流プラザの運営」について
[2] 新潟県	十日町市・市役所	「小中一貫教育」について
[3] 新潟県	南魚沼市・塩沢つむぎ記念館	「織と文化の発信拠点」運営を学ぶ

4. 視察報告

(1) 選定理由

- [1]上越市：市では、平成17年1月の合併から19年が経過する中、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する」地域自治の仕組みの強化を図るため、令和4年度に総合事務所やまちづくりセンター、地域政策課等で構成される地域自治推進プロジェクトの取り組みを開始した。現在の瑞穂町の地域自治の問題・課題解決の対策について、研究、検討して行くため、視察地として選定した。
- [2]十日町市：十日町市の小中一貫教育は、平成20年5月に設置された十日町市学区検討委員会が平成21年3月にまとめた『十日町市における適正な小・中学校の学区に関する提言』の中で、「新しい形態の学校（小中一貫教育）の導入」の検討を示した。平成22年9月「十日町市小中一貫教育基本計画」策定。令和4年12月「同基本計画」改訂。当時全国的にも「中1ギャップ」と言われ、十日町市でも喫緊の課題となっていた。瑞穂町においても、少子高齢化・人口減少による児童生徒数の減少・学校施設の老朽化等による小中学校の統廃合、不登校、いじめ等の諸問題・課題解決のために参考とするため、視察地として選定した。
- [3]南魚沼市：織の文化館「塩沢つむぎ記念館」は、ユネスコ無形文化遺産登録・国重要無形文化財指定の越後上布に出会える「織の文化」の発信拠点となっている。伝統技術と、その文化の魅力を一堂に公開し、伝統工芸の新たな可能性をみせる「織の文化の新拠点」となっている。瑞穂町の伝統文化である村山大島紬にお

いても、文化の継承や新たな道筋について、研究、検討するために視察地として選定した。

(2) —1 視察内容

[1] 新潟県 上越市

《上越市の沿革》

昭和46年(1971年)に、地域の拠点性を高めることを目指し高田市と直江津市が合併して上越市が誕生し、平成17年(2005年)には、当時全国最多の14市町村による合併によって、現在の上越市となった。

■人口と世帯数

・総数 180,561人(令和6年12月1日現在)

高齢化率 33.6%(令和5年5月末)

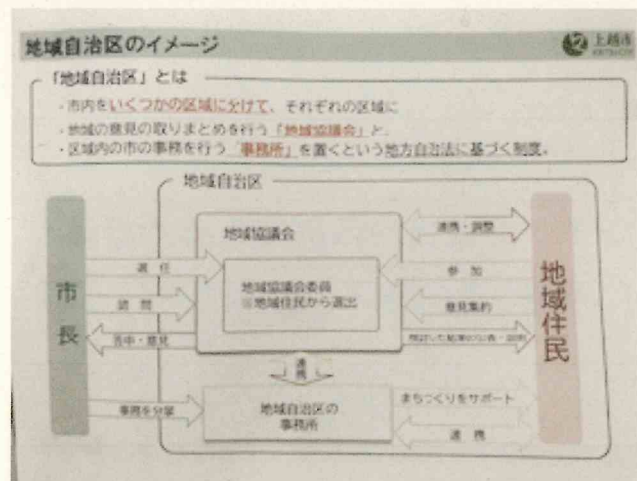
・世帯数 77,719世帯(令和6年12月1日現在)

■面積—973.89km² (東西44.6km—南北44.2km)

上越市における地域自治区の取組

《地域自治区とは》

- ・市内をいくつかの区域に分けて、それぞれの区域に。
- ・地域の意見の取りまとめを行う「地域協議会」
- ・区域内の市の事務を行う「事務所」を置くという地方自治法に基づく制度。

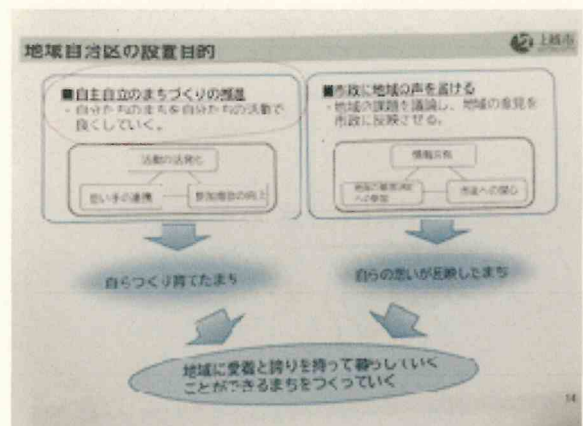


《上越市の地域自治区制度の特徴》

- 市の全域に地域自治区を設置
- 活発な地域協議会の活動
- 地域協議会委員を「公募公選制」で選任
- 自治区全域を活動範囲とする住民組織の存在

《地域自治区制度の設置の目的》

- 自治自立のまちづくりの推進
 - ・自分たちのまちを自分たちの活動で良くしていく。
- 市政に地域の声を届ける
 - ・地域の課題を議論し、地域の意見を



市政に反映させる。

《地域協議会の役割》

■地域協議会の権限（地方自治法第202条の7）

- ①地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- ② ①のほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- ③区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- ④市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るもの

■地域協議会に期待される役割

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ①地域の代表制 | ・多様な地域住民の合意形成の場の確保 |
| ②地域の合意に基づく民意の反映 | ・主体的に地域課題を協議し、行政に意見を具申 |
| ③主体的な企画・立案 | ・政策形成の過程に参画し、住民の主体性を促進 |
| ④行政と住民の「協働の要」 | ・自ら決定したものを、役割分担して行う協議の場 |

《上越市の地域協議会の概要》

- | | |
|-----------|--|
| ■制度上の位置づけ | ○市長の附属機関 |
| ■話し合う内容 | ○地域協議会が自主的に選んだテーマ 自主的な審議事項
○市長から意見を求められた案件 諮問事項 |

■話し合いの成果

- 地域で活動する団体等との連携・協力により、地域の中で取り組む
- 意見書を市長に提出 ⇒ 市長の判断により市政運営の中で実現
- 諮問に対する答申 ⇒ 地域協議会の思いがあれば附帯意見として提出
※必要があると認められる場合には適切な措置を講じなければならない。

■地域協議会の委員選任方法

- 公募公選制に基づき市長が選任（任期4年）
 - ・区の住民から公募（定数各区12～20名の全部を公募）
- 委員は無報酬（交通費相当額1,200円は支給、市の非常勤特別職）

《地域協議会の活動状況》

■開催方法・頻度

- 会長が招集（会長が必要と認める場合や規定以上の委員から請求があった場合）
⇒ 概ね毎月1回開催されており、日中または夕方に開催
- 令和5年度 開催回数：279 市からの諮問数：25 協議会からの答申数：25
附帯意見の件数：4 自主的審議事項の件数：13 市に提出した意見書件数：10

《より充実した審議を行うための取組事例》

- 現場の状況を踏まえた審議を行うための現地視察
- 運営上の課題等を共有化するため、地域協議会の会長会議を開催
- 地域に出向いて開催する出前地域協議会
- 地域で活動する団体等との意見交換

○「地域協議会だより」の発行

《地域協議会の運営に係る予算》

■令和6年度当初予算	○15,382千円
・地域協議会の開催	8,756千円
・地域協議会委員研修の実施	3,544千円
・地域協議会だよりの発行	3,082千円

地域自治推進プロジェクトについて

- 1, 「地域のことは地域で決めて、地域で実行する」地域自治の仕組みの強化を図るため、令和4年度に総合事務所やまちづくりセンター、地域政策課等で構成される地域自治推進プロジェクトの取組を開始した。
- 2, 本プロジェクトでは、次の5項目を検討事項としており、これらの現状や課題を把握するとともに、理想的な姿の考察やこれを実現する具体的な方策など、当市における地域自治に関する検討を進めている。
 - ① 区域の設定の考え方の整理
 - ② 地域協議会の役割の整理
 - ③ 地域の活動団体の公益的な活動の充実
 - ④ 地域自治の活動を活性化する予算の仕組み
 - ⑤ 総合事務所・まちづくりセンターの地域との関わり方 等※④の予算の仕組みについては、令和5年度から地域独自の予算事業を実施している。
- 3, 令和5年度は、地域の団体や地域協議会へのヒアリングを通じて現状を把握するとともに、地域自治区制度を導入した当時の考え方を整理し、当市における理想的な姿の考察と取組の方向性を検討し、取りまとめた。

《今後の予定》

- ① 令和6年度
 - ・地域の団体との意見交換の実施
 - ・地域協議会委員へのアンケート調査の実施
 - ・外部有識者からの意見聴取の実施
 - ・以上の結果を踏まえた、制度・仕組みの在り方や方策案の検討、取りまとめ等
- ② 令和7年度
 - ・各項目に関する方策案の実現に向けた詳細な制度設計等
- ③ 令和8年度以降
 - ・市民への周知や条例改正の手続き

《地域自治推進プロジェクトの概要》

○地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を目指す。

《現状に対する課題認識》

- ・「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような、自治区単位での自主的な活動がなかなか広がらない。

- ・その要因 ⇒ 活動を企画・実行する人材の確保が困難
⇒ 地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的

《検討の観点》

- ・どうやって「地域のことを地域で実行できる取組」を生み出していくか
- ・どうやって「地域の人材」を取り込むか
- ・どうやって「地域のニーズ」を把握するか

《最終目標》

- 地域の住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図れる取組を生み出した状態

《地域自治の活動を活性化する予算の理想的な姿》

- 各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与する予算の仕組み
- 地域独自の予算事業・・・令和4年度をもって地域活動支援事業を終了したことに伴い、同事業により実施していた公益的な活動を継続するために先行実施した。

《地域独自の予算事業》

- 令和6年度の取組
 - ・予算 180件：126,277千円
 - ・新規取組 36件 補助率の上限：7/10
- 対象とする取組（地域資源を活用した取組）
 - ① 地元の道の駅や青空市場等で販売する農産加工品の開発・製造・販売
 - ② 地元の森林や耕作放棄地を活用した、大都市部をターゲットにしたコケや山菜の栽培・販売
 - ③ 地元の食材や施設を活用した、自然食を提供するレストランの運営
 - ④ 地域の農作業と食品製造事業等の組み合わせ、集落農業の受け皿、空き家の模様替え・などのビジネスモデルによる地域課題の解決と新たな雇用の場の創出
 - ⑤ 地域の歴史的資産、自然資産等を活用した集客・観光の創出
- 対象とする取組（地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組）
 - ① 移動サービスと日用品小売店を組み合わせた高齢者の外出支援
 - ② エネルギー供給の拠点となるガソリンスタンドの経営引継ぎ
 - ③ 地域の自然環境等の活用・保全や、地域の生活拠点に活気を生み出す事業
 - ④ 地域づくりの実現や新たな取り組み創出に向けた人材の研修や視察の実施
 - ⑤ 区内多くの住民が参加見込まれ、地域の連帯感醸成が期待される地域イベント



南三世代交流プラザについて

《施設の概要》

- 1, 設置目的 少子高齢化における世代間の交流が促進される地域社会の形成に寄与するとともに、地域による子育てを推進する。
- 2, 開設 平成13年5月3日
- 3, 工事費 2億2512万円
- 4, 主な設置施設 ふれあい広場、自由広場、世代間交流サロン、研修室、調理室
- 5, 利用時間 午前9時30分から午後6時まで
- 6, 休館日 火曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

《利用実績》

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	9424人	13836人	18318人

《管理体制》

- ・地元町内会と周辺9町内会等で構成する南三世代交流プラザ運営協議会に管理運営業務を委託

《決算額》

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度別決算額	5,786千円	6,414千円	24,893千円

- ・主な経費・・・管理運営委託料、施設管理委託料、光熱水費、修繕費
- ※5年度は駐車場設置のため増

《南三世代交流プラザ運営協議会の活動と課題》

- 1, 運営協議会の構成…31名で運営
 - ・小学校校区町内会長9名
 - ・小学校長・教頭・主任3名
 - ・中学校長・教頭2名
 - ・小学校校区まちづくり協議会4名
 - ・小学校PTA4名
 - ・子ども会2名、老人会1名、民生委員1名
 - ・市役所こどもセンター3名
 - ・管理人2名
- 2, 地域活動拠点の施設として
 - ・地域コミュニティに努力しながら三世代間交流活動を促進すること。
 - ・地域の活性化に向けてアイデアを出し合って運営すること。
 - ・学校・家庭ではない子どもたちの居場所づくりであること。

[新潟県 上越市]

「地域のことは地域で決めて、地域で実行する」

地域自治の仕組みの強化を図るため、令和4年度に総合事務所やまちづくりセンター、地域政策課等で構成される地域自治推進プロジェクトの取り組みを開始した。

上越市における地域自治区の取り組みとして、市の



全域に地域自治区を設置して、活発な地域協議会の活動している。設置の目的として、「自治自立のまちづくりの推進」として、自分たちのまちを自分たちの活動でよくしていく。また・市政に地域の声を届ける・地域の課題を議論し、地域の意見を市政に反映させる。としている。

地域協議会の活動状況として、会長が招集して、概ね毎月1回開催されており、日中または夕方に開催。

令和5年度 開催回数：279

地域自治推進プロジェクトについて

・地域資源を活用した取組 ・地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組
《地域独自の予算事業》 令和6年度の取組 ・予算 180件：126, 277千円
・新規取組 36件 補助率の上限：7/10

こうした上越市の取り組みは、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を目指す」として推進している。



地域独自予算 地域活動支援活動費の補足：予算は一般財源である。

団体（2人以上）・地域協議会⇒総合事務所・まちづくりセンターへ事業提案⇒関係部署に紹介して⇒予算化して⇒支出する。

令和4年度までは地域協議会に審査を任せていた⇒審査のために活動団体のメンバーが協議会に入る⇒市の判断が入り込めない。

市の判断は⇒市の補助金をあてにせず自立の活動をするようにするため、100%補助⇒90%⇒80%⇒70%と次年度から段階的に減らしていく。

課題

※自前の資金調達が困難⇒活動停止の団体ある⇒元に戻す動きもある。

※行政と住民の考え方のずれ。

※8～9月に来年度事業の予算要求をしなければ間に合わない。

28自治区で人口割で分ける。1月に協議会内で審査⇒3月議会で審議⇒4月に配分して事業提案を受け付ける。

（2）—2 所見・提言

瑞穂町の地域自治の現状を鑑みると打開策の一つの手段として、この取り組みは、参考になると思える。

地域活動拠点の施設として、南三世代交流プラザについて

設置目的として、「少子高齢化における世代間の交流が促進される地域社会の形成に寄与するとともに、地域による子育てを推進する。」としている。瑞穂町の多世代交流センターのあり方について、共通する点が多く参考となる施設である。南三世代交流プラザでは、・地域コミュニティに努力しながら三世代間交流活動を促進すること。・地域の活性化に向けてアイデアを出し合って運営すること。・学校・家庭ではない子どもたちの居場所づくりであること。瑞穂町の多世代交流センターにおいて、地域活動拠点の施設として今後のあり方について、非常に参考となった。

(3) —1 視察内容

[2] 新潟県 十日町市

《十日町市の沿革・地理》

十日町市は、平成 17 年 4 月 1 日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町新設合併して誕生した。新潟県南部の長野県との県境、東は南魚沼市、北は小千谷市、西は、上越市・柏崎市、南は湯沢町・津南町等と接している。東京からは約 200 km、新潟市からは約 85 km の地点に位置する。

■人口と世帯数(令和 6 年 3 月末日)

・総数 47,627 人

男 23,341 人

女 24,286 人

・世帯数 19,394 世帯 人口密度 81 人/km²

■面積—590.39 km² (東西 31.4 km—南北 41.1 km)

《小中一貫教育について》

■十日町市の小中一貫教育は、平成 20 年 5 月に設置された十日町市学区検討委員会が平成 21 年 3 月にまとめた『十日町市における適正な小・中学校の学区に関する提言』の中で、「新しい形態の学校（小中一貫教育）の導入」の検討を示したことに始まる。

経過：平成 21 年 9 月「十日町市小中一貫教育の在り方検討委員会」

平成 22 年 9 月「十日町市小中一貫教育基本計画」策定

令和 4 年 12 月「十日町市小中一貫教育基本計画」改訂

○十日町市の目指す子どもの姿

「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会を生きる子ども」の実現に向けての

3 つの大きな教育課題 当時全国的にも「中 1 ギャップ」と言われ、十日町市でも喫緊の課題となっていた。

- ・学力向上 ・不登校、いじめの減少 ・特別支援教育の充実
- ⇒ 令和 3 年度から位置付け

○小中一貫教育の導入

明日を担う子どもの健やかな成長を図るために、義務教育 9 年間を見通した一貫した教育を構築し、小学校と中学校がより連携しやすい環境を創り出すことが重要とする。

【小中一貫教育の基本方針】

- ・基本方針 1 全中学校区で小中一貫教育を実施します
- ・基本方針 2 6・3 制を維持しますが、9 年間を見通した教育課程の編成と小・中学校の連携を深めた教育活動を展開します。特に小学校 5 年から中学校 1 年における切れ目のない指導支援を目指します。

○修業年数と指導区分

現行の 6・3 制を維持し、指導区分で小中一貫教育を導入。

- ・前期（小学校 1 年～4 年）
- ・中期（小学校 5 年～中学校 1 年）

・後期（中学校2年～3年）
 小学校から中学校への円滑な連携・接続を図るために、中期に重点をおく。

○3つの教育課題解決の指標としての目標値（令和7年度末まで）

●学力向上 ☆NRTで全学年・全教科の児童生徒の平均偏差値

小学校53.0以上 中学校50.0以上

●不登校・いじめの減少 ☆不登校児童生徒の割合

小学校0.80%以下 3.0以上 中学校2.90%以下

●特別支援教育の充実

取組評価アンケートにおける、特別な支援を要する児童生徒の「学校は楽しい」の割合の増加

○小中一貫教育の主な活動

- ・小中リーダー研修 ・小中交流活動 ・小学生部活動体験
- ・中学校区小中一貫教育推進会議 ・教職員全員研修会
- ・小中教員が一日異校種体験研修 ・乗り入れ授業 ・授業参観やTT授業など



小中合同陸上練習



小小連携合同修学旅行



縦割り班活動



1日体験入学 部活動体験



特別支援学級児童生徒交流会



いじめ見逃しゼロスクール集会



合同あいさつ運動



特別支援学校 中高連携

○成果と課題

●児童生徒

《成果》・学校生活や学習に関する意識改善につながっている。

・「居場所づくり」「絆づくり」を意図した交流活動や体験、学習は児童生徒

に良い影響が見られる。

- ・児童生徒の多様な交流活動により、中学校進学への不安感の低下や期待感の増加が考えられる。

- ・年下への思いやり、先輩への憧れの意識が高まっている。

《課題》・小学校低学年から確かな学力の定着

- ・不登校・いじめの増加傾向。

- ・「夢や目標がある」の強い肯定の数値が高まらない。

- ・自己有用感を育む取組をどう仕組むか。

●教職員

《成果》・小中共通取組意識が高まっている。(特に中学校)

- ・教職員の異校種体験研修や小中合同授業協議会、学習規律の共有などの取組を通して授業改善が見られる。

- ・中学卒業時の姿を見据えて9年間のつながりを意識した指導にあたっている。

- ・積極的にいじめを認知し、いじめについて児童生徒と共に考えていく方向になり、認知件数は増加している。

《課題》・「自己有用感を高める取組」を日々授業や学級経営などでどう進めていくか。

●保護者

《成果》・保護者への小中一貫教育の浸透状況は年々向上している。

(広報誌発行、交流活動の公開、保護者と合同あいさつ運動など)

《課題》・コミュニティー・スクール(学校運営協議会)の取組を推進するとともに、保護者・地域住民を巻き込んだ小中一貫教育の推進が求められる。

(3) — 2 所見・提言

[新潟県 十日町市]

十日町市の小中一貫教育は、平成22年9月に『十日町市小中一貫教育基本計画』を策定した。同基本計画の策定時には、3つの大きな教育課題、●学力の向上 ●不登校の減少 ●特別支援教育の充実 があり、中学校に進学すると平均偏差値が下がり、いじめの認知率や不登校の発生率が急に上昇する現象がみられた。当時全国的にも「中1ギャップ」と言われ、十日町市でも喫緊の課題となっていた。それらの課題の改善を図るために、義務教育9年間を見通した一貫した教育を構築し、小学校と中学校がより連携しやすい環境を創り出すことが重要と考え、小中一貫教育を導入した。

基本方針として、①全中学校区で小中一貫教育を実施する ②6・3制を維持したうえで、9年間を見通した教育課程の編成、小中連携を深めた教育活動の展開、特に小学校5年～中学校1年における切れ目のない指導支援 としている。

教育課程の基準として、「一部教科担任制」：小学校5・6年生において、一部の教科を学級担任以外の小学校教員や中学校教員が授業を行うこと。「乗り入れ授業」：小学校の教員が中学校で、中学校の教員が小学校で授業をしたり、TT(チームティーチング)で授業をしたりすること。また、小中一貫教育推進組織と役割として、「小中一貫教育コーディネーター」の役割により、小中一貫教育の取組の中核となって推進し、その充実を目指している。以上の十日町市における取組について、非常に参考となった。

小学校と中学校の教員免許の違いによって、小学校教員が中学校で教える、中学校教員

が小学校で教える事が出来ないなら、免許を取得させて、相互の教育をしていることがすごいと思う。問題・課題を何とかする取り組み・姿勢が非常に印象的でした。瑞穂町においても、始めにも述べましたが、少子化による児童生徒の減少、学校施設の老朽化、教員数の不足等による小中学校の統廃合は対策の一つとなる可能性があり、中学校区の小中一貫教育の検討は必要になるので、今回の中学校区小中一貫教育の実施状況経過は非常に参考になりました。

(4) — 1 視察内容

[3] 新潟県南魚沼市

《南魚沼市の沿革》

現在の南魚沼市の市域は、明治 22 年 4 月の町村制施行により生まれた 37 村が、「明治の大合併」を経て明治 39 年には 12 町村に集約される。

「昭和の大合併」といわれた時代、昭和 31 年から 32 年にかけての合併で、旧大和町(昭和 37 年 4 月に村から町制施行)、旧六日町、旧塩沢町の形になる。

そして、市町村の行財政基盤の強化を図り、市町村がより充実したサービスを提供し、住みやすいまちづくりを展開できるように市町村合併を推進する「平成の大合併」の時代を迎え、南魚沼地域でも平成 12 年から合併についての取り組みが始まる。

平成 16 年 11 月 1 日六日町と大和町の合併による市制施行で「南魚沼市」が誕生し、平成 17 年 10 月 1 日には南魚沼市が塩沢町を編入合併する形で新生「南魚沼市」となる。

■人口と世帯数（令和 6 年 11 月末日）

総数 52,411 人 20,361 世帯

男 25,682 人

女 26,729 人

■面積— 584.55km²

《塩沢つむぎ記念館》

織の文化館「塩沢つむぎ記念館」は、ユネスコ無形文化遺産登録・国重要無形文化財指定の越後上布に出会える「織の文化」の発信拠点となっている。

伝統技術と、その文化の魅力を一堂に公開し、伝統工芸の新たな可能性をみせる「織の文化の新拠点」となっている。

1F は展示場・土産工房となっており、格式高い「塩沢の織物」の着物とその布を使って製作された各種の生地工芸品を展示・販売、塩沢織の布・絹糸・繭を使った織物アート体験ができる。2F は織工房・体験工房となっており、「塩沢の織物」ができるまでの工程を見学でき、伝統的技法を機織り体験ができる。「塩沢織」をより身近に、見て、聞いて、触れて、体験できる空間となっている。



(4) —2 所見・提言

近隣の小中学生の社会科見学の間となつてゐる。また、関東近県の方の見学・体験の施設として、訪れる人に利用されている。伝統文化の継承の拠点となつてゐる。わが町の伝統文化である村山大島紬においても、当時の生活文化の継承や新たな道筋について、身近に体験できる「織の文化の新拠点」として参考となつた。

5 旅費

月日	鉄道名（乗車経路）・ 宿泊名称	鉄 路 円	特 急 円	飛行機 円	車両 （バス等） 円	レンタカー （借上等） 円	その他 円	宿泊料 円
10/7 10/9	JR 箱根ヶ崎→上越妙高 六日町→箱根ヶ崎	① 16,070						
10/7	大宮→上越妙高 新幹線指定席		②					
〃	上越妙高→高田 えちごトキめき鉄道	250						
〃	アートホテル上越 宿泊							9,000
10/8	高田→直江津 直江津→十日町 十日町→六日町	1,530 400						
〃	旬彩の庄 坂戸城 宿泊							11,120
10/9	六日町→塩沢	③						
〃	塩沢→箱根ヶ崎	④						
〃	JR 越後湯沢→大宮 新幹線指定席		⑤					
小 計		18,250						20,120
		合 計 38,370円						

6 交通費	ガソリン代	0円
	有料道路通行料	0円
	駐車場代	0円
	計	0円
7 手数料		0円
8 保険料		0円
9 資料代		0円
10 その他（	）:	0円

総 合 計 38,370円

*①～⑤の合計金額は¥16,070で、東日本旅客鉄道(株)の
領収証金額と一致し、その内容を示すものです。

*JR以外は、えちごトキめき鉄道、北越急行ほくほく線